

Step1 : 障害児入所施設への入所時点（都道府県・政令市）

- 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢(例:15歳)からの移行準備・調整（都道府県・政令市）

1. 施設職員(SW等)が本人への意思決定を支援しつつ、保護者との面談・調整を行い、移行先(GH等)の候補を仮決定する。
2. 移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)を依頼し、施設職員(SW等)と連携しながら、移行先(GH等)の体験利用を進める。
3. 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更となる場合は、「2.」に戻って再試行。
4. 移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県の協議の場で、資源開発を含めた検討・調整を行う。
5. 移行先(GH等)を決定する。

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定（市町村）

1. 相談支援事業所（基幹相談支援センター等）が本人の意思決定を支援しながら、移行先（GH等）における具体的な支援（日中サービスの利用等）を調整し、サービス等利用計画案を作成。
2. 支給決定の申請を市町村（※）に行い、支給決定を行う。
※移行先がアパート等の一般住居である場合は、移行先市町村が支給決定権者となるが、GHや障害者支援施設の場合は、居住地特例により、「18歳前日の保護者の居住市町村」が支給決定権者となる。【具体的なパターンはp4】
3. 障害児入所施設入所時から継続して関わってきた相談支援事業所（基幹相談支援センター等）が、その後の本人の地域における定着等を支援。

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県
入所前の居住地(例)



・ 給付決定
・ 給付費負担
A県

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ
入所前の居住地(例)



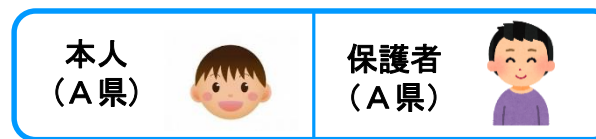
保護者がB県へ転居(例)



・ 給付決定
・ 給付費負担
B県

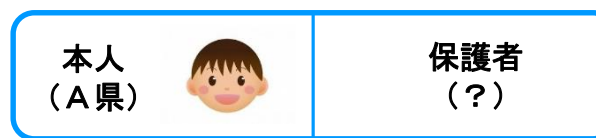
障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県
入所前の居住地(例)



・ 措置決定
・ 措置費負担
A県

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県
入所前の居住地(例)



・ 措置決定
・ 措置費負担
A県

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更
入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。

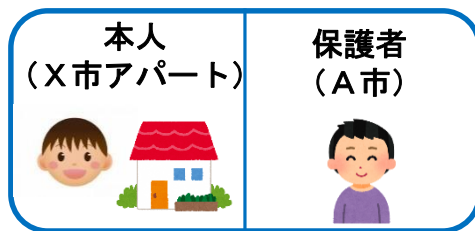
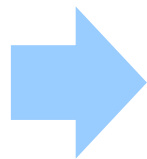
移行先(18歳以降)における障害児入所施設所在地と支給決定主体の関係

- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体。(例：パターン①)。
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体。(例：パターン②～⑤)

【パターン①：移行先(X市)がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用

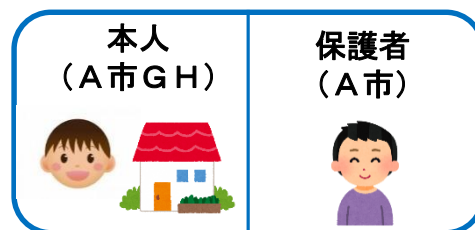


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先(A市)と18歳前日の保護者の居住地(A市)が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行

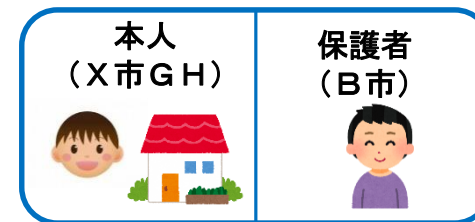
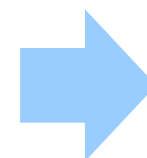


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先(X市)と18歳前日の保護者の居住地(B市)が違う場合】

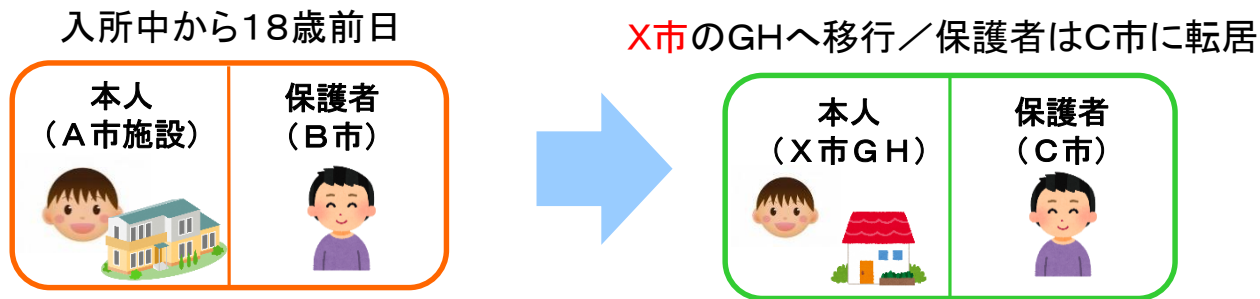
入所中から18歳前日

X市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

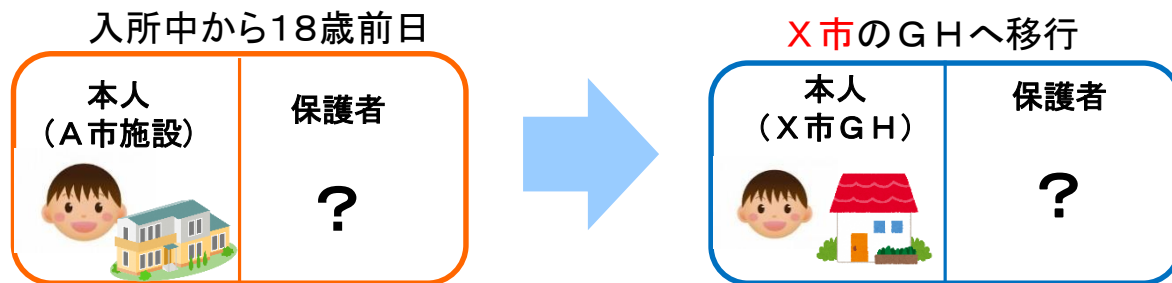


- ・支給決定
- ・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】



- ・支給決定
- ・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地(=障害児入所施設)の市町村が支給決定権者となる